

# 2

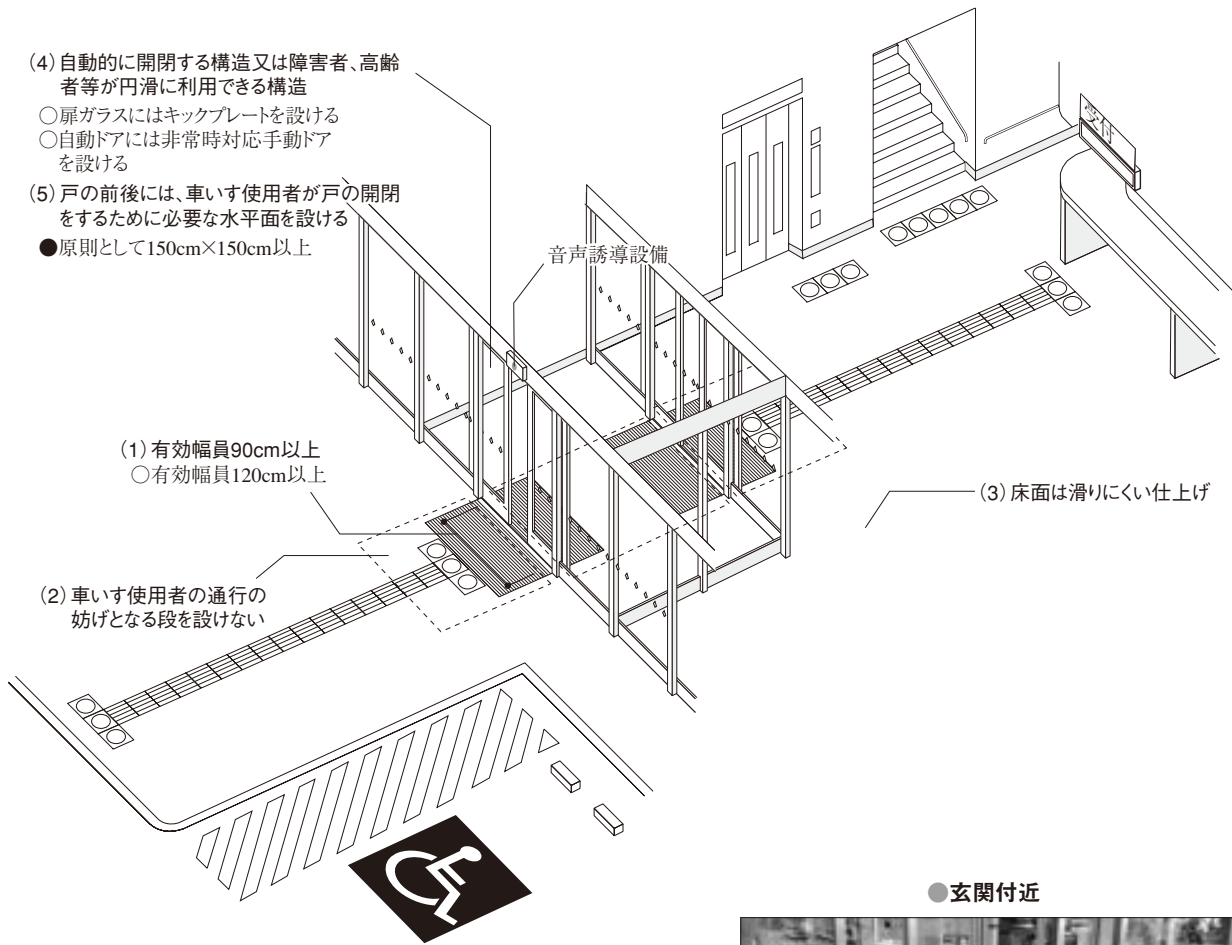
## 外部出入口

### 整備の基本的な考え方

- だれもが円滑に利用できるように、外部出入口を整備する。
- 外部出入口付近には、案内看板（施設名称等）や受付を適切に設ける。
- 外部出入口付近には、利用者にわかりやすい施設の案内板を適切に配置する。
- 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車いす使用者の通行に十分配慮する。
- 戸の構造は、上肢の障害のある人にもできるかぎり円滑に利用できるものとする。
- すべての外部出入口において、緊急時等を考慮し利用者の円滑な利用に配慮する。

	整備基準	解説	望ましい水準
	直接地上又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の出入口等には、屋根、ひさしを設けること。</li> <li>○風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置（注意喚起サイン、手すり等）を講ずること。</li> <li>○上下足の履き替え所には、下肢障害者のためのいすを常備すること。</li> <li>○すべての出入口等を2の外部出入口に定める構造とすること。</li> </ul>
(1) 有効幅員	有効幅員は、90cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「90cm」は、車いすで通過しやすい寸法である。</li> <li>●フランス落とし等の金具で固定された戸の部分は、有効幅員に含まない。また、建具を開放したときに、ドアの厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅員を指す。</li> </ul>	○1以上の外部出入口の有効幅員は、120cm以上とすること。
(2) 段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。	●屋外に通じる出入口の建具は、雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際は高低差2cm程度で丸みを持たせたり、すりつけを設ける等車いすの通行の支障とならないよう配慮を行う必要がある。	
(3) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。</li> <li>●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足をとられたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること。</li> </ul>	
(4) 戸の構造	戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回転ドアは、基本的に車いすでの使用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者にとっても危険が伴いやすいので、用いないこと。回転ドアを設ける場合は、他の構造の戸を併設すること。</li> <li>●開閉動作の難易度から見ると、一般に推奨される順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸である。</li> <li>●段差のある敷居や溝は設けないこと。</li> <li>●ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。</li> <li>●ドアハンドルは、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のは上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。</li> <li>●手動ドアには、指つめ防止の配慮を行うこと。</li> <li>●窓ガラスの選定には、割れにくい材料を用いるなど配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○扉ガラスには、キックプレートを設けること。</li> <li>○自動ドアには、非常時対応手動ドアを設けること。</li> <li>○有効幅員120cm以上の直接屋外へ通ずる出入口等のうち1以上は自動式とすること。</li> <li>○開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。</li> </ul>
(5) 戸の前後	戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。	●原則として、150cm×150cm以上を確保すること。	
(6) 衝突防止措置	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。		
(7) その他	1に定める構造の通路と接続すること。		

□外部出入口の整備例



●玄関付近



●回転ドアを設ける場合の設計例

